

平成一五年二月一二日 青森地方裁判所刑事部 平成一四年（わ）第
四九号 強盗殺人、同未遂、現住建造物放火被告事件

（主 文）

被告人を死刑に処する。

（犯行に至る経緯）

被告人は、昭和33年5月、青森県南津軽郡A町において、父母の間に二男として出生し、同町内の小・中学校に就学し、中学校においては生徒会長を務めるなどした。被告人は、父親が事業に失敗して出奔し、両親が昭和44年に離婚し経済的に恵まれなかったこともあって、中学校を卒業した昭和49年春、千葉県君津市内の運輸会社に車両整備工見習いとして就職し、同県木更津市内の夜間高校に通うようになったが、働きながらの勉強が嫌になり、昭和50年10月、同校を退学したものの、昭和51年4月、思い直して復学した。その後、被告人は、車両整備工見習いの仕事を辞め、同市内の印刷会社で印刷工として稼働し、昭和52年8月ころからは半年間ほど、ガソリンスタンドに勤め、ガソリンや混合油の販売の仕事に従事していた。被告人は、昭和53年6月、青森県e市に戻り、同市内の夜間高校に編入することになったが、1日も通学することなく退学し、数か月後には、横浜市に赴いて鳶の仕事に就いたり、千葉県市川市に移って土工をするなどしていた。被告人は、昭和62年、再び帰郷して、青森市内のタクシー会社に就職し、同年10月、知人の女性の仲人により結婚し、翌年には長女が生まれた。以後、被告人は、タクシー運転手として稼働し、平成5年ころ、勤務先タクシー会社の同僚の影響を受けて競輪を始めるようになったが、当時の賭金は1レースに付き500円ないし1000円程度であり、平成7年には、母親から頭金として200万円の援助を受け、1760万円の住宅ローンを組んで、妻との共有名義で、青森県南津軽郡B町内に一戸建住宅を購入することができた。

被告人は、平成8年ころ、前記仲人の女性から、再三に渡って、

消費者金融会社から借入れをしたので名義を貸して欲しいと頼まれ、返済は同女が責任をもつてすると言うので断り切れずに、消費者金融会社から2回に渡って合計200万円を借り入れて同女に渡した。同女は、これに先立ち、被告人の妻に対して同様に申し向け、消費者金融会社から被告人の妻名義で50万円を借り入れていた。その一方で、被告人は、嘗て高額配当を的中させて一度に大金を手にした時の興奮を思い出して、次第に競輪にのめり込むようになり、平成9年から平成10年にかけて、消費者金融会社から数十万円ずつを借り入れて競輪に注ぎ込んだが、結果は裏目に出て借金が膨らんでいった。平成11年ころになると、被告人は、自動車を担保に取って貸付けを行う自動車金融会社から、自家用車を担保に入れてまで借金をして競輪に賭けるようになり、被告人の借金は、前記名義貸しによるものと合わせて300万円を超えるようになった。被告人は、同年4月ころ、担保に入れていた自家用軽四輪自動車を前記自動車金融会社に売り渡し、自宅に離婚届と置き手紙を残して、単身上京した。被告人は、東京でも、タクシー運転手として稼働したが、いわゆる町金融から新たに10万円ほどを借り入れて競輪に費やすなどしていた。

被告人は、同年8月ころ、青森県e市内において、昭和61年ころから再び母親と同居するようになっていた父親から、体調が悪く、近々手術をする予定であるとの手紙を貰い、翌月ころ、妻子の居るB町の自宅に戻った。帰宅した被告人に対し、妻は、競輪や借金を止めるようにと懇願し、被告人も、消費者金融会社からはどんな事があっても借金をしない旨約束したが、競輪と縁を切るうという気持ちにまではなれなかった。被告人は、その後も競輪を続け、仕事を探すこともなく、病床の父親から、東京での前記町金融に対する借金を返済して貰ったほか、生活費として毎月15万円ないし20万円の援助を受けていたうえ、妻の実家に金銭を無心することまでしていた。被告人の妻もコンビニエンス・ストアで働き家計を助けたが、いわゆるステップアップ償還方式により借り受けた自宅住宅

ローンの月々の返済額が急激に増えたこともあって、生活はますます苦しくなっていた。被告人は、平成12年1月ころ、ローンを組んで軽トラックを購入し、運送会社から委託を受けて、軽貨物を宅配する仕事を始めたが、仕事は少なく、同ローン等により370万円を超える借金がそのまま残されることとなった。

そのうえ、同年4月、前記仲人であった女性が、家族ら3人と共に突然自殺したことにより、被告人夫婦の消費者金融会社に対する合計約250万円の借金の支払義務がいよいよ現実化した。翌5月、被告人は、妻の姉から90万円、母親から150万円の援助を受け、同月中にはその借金全額を返済することができた。被告人は、上記借金の返済のために母親から預かっていた通帳を利用し、平成12年8月から9月にかけて、3回に渡って、いずれも無断で合計68万円の預金を引き出して費消したが、競輪をするために借り入れた借金は残ったままであった。また、高収入を期待して始めた前記軽貨物の宅配は、予想外に仕事量が少なく、すぐに配達が終わってしまうような状況であったため、時間を持て余した被告人の関心は、競輪に向かい、「いつそのこと、競輪で一発当てて、家のローンも全部自分で返そう。」と考え、同年5月から6月にかけての1か月余りの間に、消費者金融会社から立て続けに合計約280万円もの借金を重ね、その殆どすべてを競輪に注ぎ込んで費消し、再びその返済に苦慮することになった。

平成12年10月、被告人の父親が病氣により死亡し、翌11月、被告人は、合計860万円以上に上る父親の生命保険金を手にして、ワンボックス型の本件車両や長女のためのパソコンを購入したり、母親、弟、及び妻にも分配するなどしたが、なお約300万円の保険金が手許に残った。被告人は、父親の生命保険金を手に入れたことから、軽貨物の宅配の仕事をしなくなり、妻に対しては、仕事に行く振りをして、妻の作った弁当を持ち、競輪開催日には毎日のように南津軽郡C町所在の場外車券場に通い、1レースに付き30万円分もの車券を購入するなどして、競輪に大金を注ぎ込んだ。被告

人は、平成13年1月末ころまでには、手にした保険金を費消してしまい、20万円を借金の返済に充てただけで、他の借金を清算することはなかった。

被告人は、各消費者金融会社から既に限度額を超えて借り入れていたことから、新たな借入れをすることができず、競輪の車券購入資金や借金の返済資金に窮し、平成13年2月1日、自動車金融会社から、本件車両を担保に60万円を借り入れた。その借入れに際しては、返済期限を翌3月2日、元金と利息は一括返済で借主が直接持参する、契約日から起算して1か月後を返済期日とし、同日までに返済がない場合には更に10日間猶予するが、契約日から起算して合計40日目が最終返済期日となり、同日をもって担保物件の自動車を引き上げ、その後、自動車の所有名義を自動車金融会社に変更して所有権を移転する旨の約定がなされていた。被告人は、借り受けた60万円の殆どを競輪に注ぎ込んで費消してしまい、自動車金融会社への返済に窮したが、妻に信販会社から借金をさせて資金を工面して貰い、同年3月2日、漸くこれを返済することができた。

しかしながら、被告人は、同日、返済すると同時に、再び前記自動車金融会社から、本件車両を担保に、平成13年4月2日を返済期限として60万円を借り入れ、その殆どを競輪に注ぎ込んで費消した。そのうえ、被告人は、同年3月12日、亡くなった父親の菩提寺に納めていた位牌堂代の中から70万円を返還して貰い、これも競輪に注ぎ込んで費消してしまった。この時点で、消費者金融会社からの借金は300万円を超え、被告人は、もはや破産するしかないと考えられるようになった。已むなく、被告人は、妻に対し、軽貨物の宅配は既に廃業して、その後仕事には就いておらず、仕事に行く振りをして競輪に通っていたこと、消費者金融会社からの借金も300万円以上あること、自己破産するしかないことを打ち明け、妻からは、ずっと騙していたのかと詰られたものの、結局、夫婦共に自己破産の申立てをすることを承諾して貰った。

被告人は、平成13年4月1日ころ、前記自動車金融会社に対する60万円の借金の返済に窮し、妻に資金の工面を頼んだが、「もう、うちにはお金はない。」などと言われて断られたため、妻と共にe市所在の母親宅に赴き、資金の工面を請うたところ、母親からは「これ以上来るのであれば、親でも子でもないよ。」などと言われながらも、翌2日、被告人の妻を介して60万円ほど援助して貰い、同日、これを借金の返済に充てることができた。

ところが、被告人は、同日、その借金を返済すると同時に、またもや同じ自動車金融会社から、本件車両を担保に、平成13年5月1日を返済期限として、60万円を借り入れたうえ、一発逆転を夢見て、これも競輪に注ぎ込んだが、予想は的中しなかった。そこで、被告人は、同年4月12日、妻と共に青森地方裁判所D支部で行われた自己破産手続の説明会に出席し、夫婦で自己破産の申立てをすることを決意し、自宅処分後は、被告人の母親宅でやり直すこととし、同月中旬、青森市内のタクシー会社で採用面接を受け、同会社への再就職を決めた。被告人は、同年5月2日、前記自動車金融会社に対する借金の返済に窮し、その返済の猶予を願い出たが、同会社の従業員から同月の連休明けに来店するようにと言われた。被告人は、連休明けまでに返済資金を工面しなければ、本件車両を取り上げられてしまうことになるが、早朝出勤、深夜帰宅を常とするタクシー会社の勤務形態では、通勤に公共交通機関を使うことができず、本件車両を失えば再就職したばかりのタクシー会社への勤務は不可能になると考えた。しかし、被告人は、新たに借金のできる当てはなく、もはや妻や母親に頼むこともできないと考え、返済に苦悩することとなった。

被告人は、平成13年5月4日、上記60万円の借金の返済資金の捻出方法について思案するうち、手っ取り早く強盗でもやるしかないと考えようになり、消費者金融会社であれば、銀行や郵便局に比べて従業員の数が少ないと考え、青森地方裁判所D支部で行われた自己破産手続の説明会に行った際にその店舗の前を通って存在

を知った株式会社EF支店を思い浮かべ、同支店であれば利用したこともないので顔を知られておらず、自宅のあるB町方向に向かう左車線に沿って位置しているの、逃走しやすいことから、同支店に狙いを定めることとした。さらに、被告人は、前記借金の返済期限が迫っていることから、連休直後の同月7日に休暇を取ってF支店に下見に行くこと、翌8日には強盗を決心すること、脅す手段としてはガソリンが最適であるが、ガソリンそのものを買うと疑われるので、ガソリンとオイル分が20対1の比率で混じった混合油を購入して使うこと、ライターや紙をねじって20ないし25センチメートル前後の棒状にしたもの（以下、「ねじり紙」という。）を用意するほか、本件車両を使用してF支店まで行くこと等、犯行計画を練った。

そして、被告人は、同月7日早朝、出勤を装い、本件車両を運転してB町内の自宅を出発し、e市内の運動公園へ向かった。被告人は、暫く同公園駐車場において時間を潰し、翌日の強盗に備えて、同市内のガソリンスタンドで本件車両に給油した後、再び同公園駐車場に戻って飲食し、強盗に入るかどうか、なお逡巡していたが、決行するしかないとの決意を固め、再び同市内のガソリンスタンドに出かけ、ガソリン4リットルに対し、エンジンオイル0.2リットルが混じった混合油（以下、「本件混合油」という。）を購入した。その後、被告人は、a市所在のF支店に下見に向かい、最上階に同支店が入居している3階建てGビルの前を通り過ぎて直ぐの信号のところまで右折し、Hというおもちゃ屋の前からGビル敷地内の屋根のない駐車場に入った。そして、更に進んで行ったところ、F支店への出入口が同ビルの一歩右側（北側）にあることが分かったので、同ビルの屋根付き駐車場に本件車両を停車させて、人の出入り状況等を観察した。約30分後、被告人は、F支店内部の様子を調べるため、同支店に通ずるGビル1階の出入り口に向かった。被告人は、細長い急な階段を3階まで昇り、途中に踊り場があることや、3階の突当りの壁の左側にATM機が設置され、天井に防犯力

メラが据えられているが、同支店への出入り口階段は1つしかないことを知った。同日夕方、下見を終えた被告人は、本件車両を運転してB町へ帰り、同町内の総合公園内に駐車し、飲酒しながら、翌日決行する強盗の手順について詳細に検討を凝らすうち、いつしか寝入ってしまった、途中、警察官に起こされることもあったが、深夜になって、タクシー会社での仕事を終えてきたかのように装って帰宅し、飲食して就寝した。

翌8日朝、被告人は、当初の予定どおり、妻に対しパート先には自転車で行くように依頼し、妻と娘がそれぞれ出かけた後、本件混合油の入った4リットル入りオイル缶、同オイル缶の蓋の周りのプロテクターを切断するためのマイナズドライバー、軍手及びビニール紐で縛られた古新聞の束を本件車両に積み込み、ねじり紙やライターを被告人の着ていた水色つなぎ服のポケットに入れ、本件車両を運転して、同日午前9時40分過ぎころ、B町内の自宅を出発した。

被告人は、国道7号線を西進してa市へ向かい、Gビル沿いの道路に右折して南下し、同ビルを通過してすぐの交差点で右折し、同ビル南側の屋根なし駐車場に入り、更に同ビル下の屋根付き駐車場まで進行して停車した。被告人は、犯行の手順を繰り返し考えたうえ、両手に軍手をはめて素早く行動を開始した。被告人は、本件車両から降り、本件混合油入りのオイル缶とマイナズドライバーを持ち、駐車場の裏側（西側）でオイル缶の蓋のプロテクターをマイナズドライバーで切断し、その蓋とプロテクターをGビル裏側の路上に投げ捨て、オイル缶と新聞紙の束を掴んで、Gビル1階の出入り口からF支店に向かって階段を駆け上がった。いっただ。

（罪となるべき事実）

被告人は、借金の返済資金等に困窮し、金員を強取しようとして、平成13年5月8日午前10時49分ころ、青森県a市大字bc丁目d番地所在のGビル3階の株式会社EF支店において、所携のガソリンを主成分とする混合油約4リットルを同支店店舗内に撒布し

たうえ、同支店支店長H（当時30歳）らに対し、「ガソリンだ。」と叫んだうえ、所携のライター及びねじり紙を取り出して、被告人の胸の前に構えて示し、撒布した混合油に点火するかのような氣勢を示すと共に、「金出せ、出さねば火をつけるぞ。」などと申し向けて脅迫し、同人らの反抗を抑圧して金員を強取しようとしたが、同人らが警察に通報するなどしてこれに応じようとしなかったことから、憤激の余り、現に支店長ほか従業員8名が居る同支店店舗に放火することを決意し、その際、同人らが焼死するに至る可能性が高いことを認識しながら、どうなっても構わないとの気持ちになって、敢えて、上記ライターで点火した上記ねじり紙を、撒布した混合油の上に投げ入れて火を放ち、よって、現に9名が居る鉄骨造陸屋根3階建て建物3階の同支店店舗（総床面積96.3平方メートル）をほぼ全焼させて焼損する（焼損面積約85.16平方メートル）とともに、そのころ、同所において、同支店従業員I（当時36歳）、同J（当時46歳）、同K（当時20歳）、同L（当時22歳）及び同M（当時30歳）を、いずれも火傷死させて殺害し、上記Hに入院加療約7か月間を要する重症熱傷（全身の約50パーセント）の傷害を、同支店従業員N（当時22歳）に入院加療約4週間を要する背部・両側上腕背側熱傷の傷害を、同O（当時20歳）に入院加療約1か月間を要する顔面・両手背・背部・右上腕熱傷の傷害を、同P（当時19歳）に加療約4週間を要する顔面・両耳介・左右前腕熱傷・背部擦過傷の傷害を、それぞれ負わせたが殺害するに至らなかつたものである。

2 本件捜査の経過・・・省略
（量刑の理由）

1 量刑上考慮すべき事項

本件において、検察官は、被告人に対して死刑を求刑し、弁護人は、被告人について無期懲役の判決を求めるとしている。死刑制度については、種々の議論が存するところであるが、死刑が憲法13条、36条に違反するものでないことは、確定した判例であり（最

大判昭和23年3月12日刑集2巻3号191頁等参照)、当裁判所も、これと見解を同じくするものである。

しかしながら、死刑が人間存在の根源である生命そのものを永遠に奪い去る究極の冷厳な刑罰であることに鑑みれば、その選択、適用については、とりわけ慎重でなければならず、「犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性、残虐性、結果の重大性」とに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき、その罪責が誠に重大であつて、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむを得ないと認められる場合」に、初めて許容されるものといふべきである(最二判昭和58年7月8日、刑集37巻6号609頁参照)。

そこで、以下、これらの観点から、本件について検討することとする。

2 事案の概要

本件は、競輪にのめり込んで金融会社等から借金を重ね、その返済資金等に困窮した被告人が、従業員数や犯行後に逃走するための立地条件等から好都合であると判断した消費者金融会社の支店において、強盗を敢行して借金を返済しようと企て、同支店を下見したうえ、ガソリン95パーセントから成る混合油やライター、ねじり紙等を予め準備し、同支店において、床上に約4リットルの混合油を撒いて脅迫したうえ、現金を差し出すように要求したが、これに依りて貰えなかつたことに苛立つと共に憤激の念を募らせ、ねじり紙に火を付けて更に脅したうえ、遂にそのねじり紙を、撒布した混合油の上に投げ入れて火を放ち、同支店を全焼させ、同支店内に居た従業員5名を火傷死させて殺害し、従業員4名に重度の熱傷等の傷害を負わせた事案である。

3 本件犯行に至る経緯及び動機

被告人は、知人に名義を貸すことによつて生じた借金を一挙に返済しようと考えると共に、嘗て競輪で高額配当を的中させ、大金を

手にした時の興奮が忘れられず、競輪にのめり込んで借金を重ね、妻子を残して東京に出奔したが、父親から経済的援助を受けて自宅に戻り、母親や妻の姉の援助を受けて前記知人のためにできた借金を全額返済できたにも拘わらず、再び競輪にのめり込んで多額の借金を重ね、その後父親が死亡し、借金を全額返済するに足りる同人の生命保険金を受け取つたにも拘わらず、その生命保険金を借金の返済には回さず、仕事も辞めて、多くを競輪に費消したうえ、再就職したタクシー会社に通勤するためには必要不可欠の軽乗用自動車(本件車両)を担保にして借金を重ね、その都度、妻に借金をさせたり、母親の援助を受けたりして返済していたものの、返済と同時に新たに借金をすることを繰り返して、これを競輪に費消していたことから、最早、妻や母親には資金の捻出を頼むことができなくなり、借金の返済資金等を得るために強盗を計画するに至つたものである。

このように、被告人が借金の返済資金等に困窮するようになったのは、競輪の魔力に取り憑かれ、後先を考えずに競輪での遊興を重ねたことによるものであり、被告人が競輪のために借金をするようになって以降、両親や親族からの援助を受けて借金苦から抜け出し、平穩で地道な生活に戻るための機会は幾度となく与えられていたのであつて、それにも拘わらず、競輪の誘惑を断ち切れなかつた被告人に対しては、全く同情すべき余地がなく、競輪をするための60万円の借金の担保に差し入れた軽乗用自動車を取り上げられまいとして敢行した本件犯行は、実に思慮浅薄で、短絡的であり、身勝手極まりないものであつて、酌量の余地は微塵もない。

4 本件強盗行為の計画性

被告人は、強盗を決意した後、以前、青森地方裁判所D支部で行われた自己破産申立て手続に関する説明会に出かけた際、偶々見かけたF支店を思い出し、従業員数が少ないと思われたことや、犯行後に自宅に逃げ帰るためには好都合な位置にあること等の理由から、同支店に狙いを定め、犯行前日、勤め始めたばかりのタクシー

会社を休んで、同支店に下見に行き、ガソリンを撒いて火を付ける
と脅して現金を強奪することを計画し、成分中の95パーセントを
ガソリンが占める混合油を4、2リットルも購入して準備し、翌日、
ライターやねじり紙、さらには、犯行後に火を付けて燃やして追っ
手を阻むための新聞紙の束等を用意したうえ、本件犯行に及んだも
のであつて、本件犯行のうち、強盗行為は、周到な準備を経て敢行
された計画的犯行であるうえ、当初から火災の危険性を内包してい
たものであり、厳しく非難されなければならない。

5 犯行の態様

被告人は、狙いをつけたF支店に押し入ると、突如、同支店従業
員らの居るカウンターの内側に、約4リットルの混合油を全て撒い
たうえ、「ガソリンだ。」と叫んで、現金を差し出すように要求し
たが、予想に反して支店長が、「金は出せない。」と言つて立ち上
がり、110番通報を始めたため、ライターでねじり紙に火を付け
て更に脅迫し、再び現金を差し出すように要求したが、支店長が、
110番通報をし続け、頑なに被告人の要求を無視し続ける態度を
取り続けたことから、業を煮やし、「もうどうにでもなれ。」との
気持ちになつて、火の付いたねじり紙を、撒布していた混合油の辺
りに投げ入れて火を放ち、爆発的に燃焼させて、同支店内を火の海
としたものである。

このように、ガソリンを主成分とする燃焼力の強い混合油を撒い
て、火を付けるといふ本件犯行の手口は、被害者らの抗拒の可能性
を決定的に奪い、同時に多数の生命や財産に対する公共の危険を孕
むもので、極めて危険かつ凶悪であるといわなければならない。

6 犯行の結果

被告人が本件犯行に使用した混合油は、その95パーセントがガ
ソリンであつたため、被告人が火を放つたことにより、一瞬にして
爆発的に燃焼し、炎と共に大量の黒煙が発生して、F支店が全焼し、
同支店内にいた従業員5名の生命を奪い、従業員4名に対しても重
度の火傷を負わせるに至つてゐる。

被害者たちは、突如として強盗に押し入れられ、いきなりガソリン
臭の強い混合油を撒かれたうえ、火を付けるぞと脅迫され、他に行
き場のない狭い室内で恐怖に戦きながら、警察へ通報するなどして
必死に助けを求めたものの間に合わず、被告人に火を放たれてしま
つたものである。

(1) 被害者のうち、亡くなつた5名は、いずれも、全身に広範
囲の熱傷を受け、皮膚の表面が炭化し、筋肉組織や骨が露出するな
どしており、口腔内及び鼻腔内には黒色の煤片が多量に残され、火
炎を避けるように身体を丸め、両手両足を曲げてうづくまり、ある
いは両手を強く握りしめ、両足を曲げ、あるいは両手を身体の前に
出すなどした姿態で発見された。

亡くなつた5名は、意識が鮮明なまま、爆発的な燃焼による激し
い火炎に包まれ、高熱の気体を吸い込み、全身を貫く痛み、恐怖、
そして絶望の中、悶絶して息絶えたものであり、その苦痛と無念さ
は筆舌に尽くし難いものである。死亡した被害者らの遺体は、生前
の面影を全く留めない状態で発見され、焼けただれた事務所の備品
と容易に区別がつかないほどであつた。

(2) 5名の死者を出した結果はあまりに重大であり、いずれの
被害者も、何らの落ち度もなかつたものである。

ア Iは、亡くなつた当時、妻及び3歳の長女、生後8日の長男が
居て、家族の大黒柱であつた。Iは、嘗て、勤めていた会社が倒産
し、あるいは設立した会社が軌道に乗らないなどして借金を背負い、
辛酸を舐めたこともあつたが、F支店に就職してからは、家族のた
めに懸命に働き、亡くなる5か月ほど前には借金を完済し、漸く余
裕のある生活に漕ぎ着けたところであり、亡くなる8日ほど前に長
男を授かり、将来への希望に溢れていた矢先に、本件犯行に遭遇し
て非業の死を遂げたものである。

Iの妻は、本件犯行により突如、頼りとしていた夫を失い、幼
い長女と乳飲み子の養育を託されたのであり、その悲痛と衝撃、今
後に続く心理的負担は計り知れないものがある。妻は、当公判廷に

において、「いろんなことが分かるにつれて、犯人に対して憎しみがすく湧いてきて、許せない思いで一杯です。」と述べたうえ、「これから、どんなことをしても、この罪に対して償い切れることはできないと思うけれども、自分の命をもって責任を取って欲しいと思います。この世から消えて欲しいと思います。」として極刑を希望し、Iの父親及び妹も、捜査官に対し、同様の心情を語っている。

I Jは、夫及び長男、長女との4人家族であり、長女が幼稚園に入園以来ずっと働きづめで、家族のために懸命に尽くしてきたが、本件犯行により、その生命を絶たれてしまった。

Jの夫は、当公判廷において、「家内が焼けた姿を見せたいだけです。どういふうな殺され方をしたか。自分がどういふことをしたか、見せてやりたいです。」と述べたうえ、「死刑しかないと思っています。」として極刑を求め、Jの長女も、捜査官に対し、同様の心情を語っている。

U Sは、亡くなった当時、未だ20歳の若さであった。同女は、高校を卒業後、F支店に勤務するようになり、給料の中から、同居していた両親に毎月2万円を家計に入れるなど、家族思いの優しい女性であったが、本件犯行により、希望に満ちた将来を奪われてしまった。

Sの姉は、両親の心情について、「ぶつけようのない怒りと悲しみは、全然変わっていないです。」と述べたうえ、「何度死刑になつて貰ったところで、私たちのこの男に対する怒りというのは、変わらないです。死刑を望むのは、死んで欲しいからではなくて、この愚か者を二度と社会に戻してはならない、そういう理由からです。」として極刑を望んでいる。

E Lは、亡くなった当時、未だ22歳の若さであった。同女は、高校時代には勉学の傍ら、ファーストフード店でアルバイトをして小遣いに充てるなどして家計を気遣い、女子大に進学してからも、奨学金を受けて学費を払うなど、親思いの女性であり、アルバイトを続けながら、小学校教諭と幼稚園教諭の各第一種免許を取得

するなど努力家であった。同女は平成13年3月に大学を卒業し、F支店に就職して1か月足らずで本件犯行に遭遇し、無情にも、突如として有為な前途を絶たれてしまった。

Lの母親は、当公判廷において、「本当にこれから新社会人として・・・1か月間足らずの・・・これからだというのに本当に・・・。」と語り、深い悲しみに言葉を詰まらせながらも、「死刑を希望します。」として極刑を求め、父親もまた、捜査官に対し、同様に極刑を希望する旨述べている。

オ Mは、夫及び小学校に入学したばかりの長女、保育所年中組の長男並びに義母と共に暮らしていたものであり、結婚当初より、夫の両親と同居しながら、仕事と家事・育児をこなしていたところ、未だ30歳にして、被告人によりその生命を絶たれてしまったものである。

Mの夫は、当公判廷において、「ただ無性に腹が立つというか、そういう感じですね。」と語つたうえ、「私は、妻のようというか、火をつけてとかそういうことではないんですけども、そういうような同じ処罰を望みます。」として極刑を求め、父親らの遺族もまた、捜査官に対し、強く極刑を希望する旨述べている。

(3) 死地を脱した被害者らもまた、何らの落ち度もなかったものであり、死の恐怖に戦き、その心身に重大な傷害を負わされたもので、その苦痛は依然として癒されていない。

A F支店の支店長であったHは、被告人と直接対峙しており、被告人が混合油に点火する様子を目の当たりにして、言い知れぬ恐怖感を味わったものであり、瀕死の重傷を負いながら、一命はとりとめたものの、以前と同様に働くことは困難な状態にある。

I Nは、本件犯行に遭遇した当時、22歳の若さであったところ、本件犯行により入院加療約4週間を要する背部・両側上腕、背側熱傷を負わされ、現在もなお治療中である。同女は、精神的にも甚大な衝撃を受け、今なお、心が休まることのない生活を送っている。

ウ Oは、本件犯行に遭遇した当時、弱冠20歳であったところ、

本件犯行により、入院加療約1か月間を要する顔面、両手背、背部、右上腕熱傷を負われ現在も治療中である。同女の熱風等に対する多大の恐怖心は、今なお続いている。

工Pは、本件犯行当時、未だ19歳の若さであり、本件犯行により加療約4週間を要する顔面、両耳介、左右前腕熱傷などの傷害を負わされ、事件後、数ヶ月間に亘り、満足に眠ることができないほどの精神的衝撃を受け、F支店を退職せざるを得なくなった。

(4) 被告人のGビルへの放火による財産的損害は、直接的損害だけでも数千円以上の多額に上っており、商店、会社、銀行、病院等が立ち並び、その周辺にはアパートや一般住宅等が密集する地域で、白昼、商業ビルが爆発的に燃焼して炎上した様子は甚だ衝撃的で、近隣住民や周辺関係者らに与えた恐怖感は計り知れないものがある。

(5) また、金融機関の店舗に、ガソリン様の油類を撒いて従業員を恐怖に陥れ、金員を強取しようとする本件犯行の手口は、ガソリン等の危険性が広く知れ渡っているうえ、誰でも容易に購入できる油類を、容器に入れて持ち運ぶだけで簡単に敢行できるものであることから、模倣性が高い反面、人命等に対する多大の危険を内包するもので、極めて危険であり、本件犯行後、実際にも金融機関を狙った同様の手口による強盗事犯が多数発生していることに照らすと、その社会的悪影響は重大であり、憂慮すべき事態である。

7 犯行後の状況

(1) 被告人は、本件犯行の翌日には、何食わぬ顔で出社し、タクシー運転手として通常どおり勤務に就いていた。そして、被告人は、自己の犯行により、9人もの死傷者が出る深刻な事態を招来したことを知りながら、なおも本件犯行の引き金となった競輪遊びを続けていたのである。すなわち、被告人は、犯行日から2日後の平成13年5月10日、自動車金融会社からの借金を返済できずに、担保として差し入れていた本件車両を引き上げられると、その翌日には、母親から返済に必要な金額よりも多くの資金を貰い、余分に

受け取った金員を競輪で消費してしまい、その他にも本件車両を担保に同じ自動車金融会社から融資を受けようとしたが、F支店強盗放火事件に使用された車種と同一の車両であるとの理由で、融資を断られたことまでであったのである。それでも、被告人は、同年9月24日及び同年10月1日に行われた競輪の車券を購入して遊興し続けていた。

(2) 被告人は、本件犯行直後、他者に犯行を打ち明けたいとの衝動に駆られ、報道関係者に電話を架け、自ら犯人と名乗ったうえ、本件のような重大な結果が生じたのは、被害者らが自己の要求に応じなかったためであるとする趣旨の、自己の責任を被害者らに転嫁するかのような発言をしたうえ、「心の痛みが全くない。」と述べるなど、被害者らの感情を逆撫でするかのような、自覚の乏しい発言をしている。また、被告人は、本件犯行から約1か月を経過した同年6月9日、捜査を攪乱する目的で、「初動捜査に誤りがあった。捜査上、中央と地方ではレベルの差がある。青森のEを選択したのは的確であった。警察の捜査が未熟である。県警本部長に告ぐ、6月30日までに私を検挙できなければ、潔く職を辞すべきだ。」等の不遜で挑戦的な内容に加え、「犯行に車は使用していない。ガソリンを使用したか、ガソリンは購入していない。私は40代ではない。服装はつなぎ服ではない。捜査は広域に行うべきだ、私は逃げ回っているのだから。」等の虚構を緋い交ぜた内容の手紙を書き、これを犯行当日に電話を架けたR放送局の夜間通用口に差し置いてくるといふことまでしている。

(3) そのほか、被告人は、妻に対し、本件犯行の際に使用した車両について、犯行当日は妻がパート先に行くために使用していたと話すように依頼して、アリバイ工作をしたり、犯行に使用したオイル缶の蓋を手に入れるため、同種のオイル缶を購入し、その蓋を本件犯行に使用したオイル缶に付け替えて体裁を整えるなど、積極的に罪証隠滅工作を行っていたものである。

(4) 被告人は、遺族及び被害者らに対し、何ら金銭的な賠償や

慰謝の措置を講じていない。僅かに、遺族や被害者らに宛てて謝罪と称する手紙を出しているものの、遺族及び被害者らの心に響くところはなく、殆どが被告人に返却されている。

(5) これらの被告人の行状等からは、真摯な悔悟の情を認めることが困難であり、とりわけ、被告人が、本件犯行後も、その原因を自覚することなく、競輪遊びを続けていたこと及び被告人がR放送局に差し置いた手紙の内容は、被告人の基本的倫理観念の欠如、人間性の乏しさを如実に示すもので、その矯正の困難さを窺わせるものである。

8 以上のとおり、本件は強盗殺人・同未遂・現住建造物等放火の凶悪、重大事犯であり、その動機は利欲と自己中心的な憤激に基づくもので、身勝手極まりなく、酌量の余地は皆無であり、犯行態様は、爆発的燃焼力を有する混合油を用いて放火したもので、極めて危険なものであって、殺害された被害者は、5名の多数に上り、生前の面影を全く留めない変わり果てた姿で発見され、実に悲惨であるうえ、4名の生存被害者も、心身に重篤な傷害を負って、遺族及び被害者らの被害感情が一様に峻烈であり、被告人の犯行後の行状からは、真摯な反省の情を認め難いのであって、これらの事情を総合勘案すると、被告人の刑事責任が極めて重大であることは明らかであり、極刑をもって臨むのが当然のように思われる。ただ、死刑の選択、適用については、慎重のうえにも慎重であるべきことが要請されるので、ここで改めて、被告人のために斟酌すべき諸事情について検討することとする。

(1) 本件犯行に際し、被告人は、F支店において、強盗を敢行することは、事前に計画していたが、放火や殺人を犯すことまではその計画の中に入っておらず、本件放火や殺人・同未遂は、衝動に駆られて突発的に敢行した偶発的犯行であるともいえる。

しかし、強盗については周到な計画がなされていたうえ、その手段たるや、ガソリンを主成分とする混合油を用いるものであり、被告人は、銃砲や刀剣類等の凶器に代わる物として、その危険性が広

く知れ渡っているガソリンを用いることとし、実際には、不審を抱かれないように、その燃焼力(すなわち危険性)がガソリンと殆ど遜色のない本件混合油を購入して準備したもので、その準備段階から、本件被害を招来する客観的危険性は伏在していたものであり、金員の要求を拒絶されたことに対する身勝手な憤懣を増大させ、究極場面において遂には本件混合油の潜在的な危険性の封印を解き、それどころか、積極的に点火してその危険性を顕在化させた被告人の刑事責任は、極めて重大であり、放火行為だけをみると衝動的であるとの故をもって、さほど軽減されるべきものではない。

すなわち、本件放火行為自体は衝動的に行われたとしても、被告人は、放火すればどんな結果がもたらされるかについて、強盗を計画した当初から重々承知していたものであり、当初の予定では、本件混合油の危険性を承知していたからこそ、これを脅迫手段として利用するに留め、その危険性を顕在化させることを自制していた筈であるのに、支店長らが現金の提供を拒み、被告人の期待する行動をしなかつたというだけで、業を煮やし、怒りに任せ、極めて短絡的に本件混合油に点火して、その危険性を現実的に招来してしまつたのであるから、その現実化した危険性の程度、結果に応じて責任を負うべきことは当然であり、しかも、その刑事責任は、限りなく重い。

(2) 本件において、F支店従業員らに対する被告人の殺意が、未必的なものに留まるものとみるべきことは、前記のとおりである。

しかし、被告人は、脅迫のための手段として利用した本件混合油の客観的危険性が、極めて高いものであることについて、事前に熟知していたものである。そして、被告人は、その極めて高い危険性を脅迫の手段として利用したに留まらず、敢えて点火してその危険性を顕在化させ、憤激の念を解消するために利用したのであるから、これによって生じた結果についての責任は、被告人が確定的殺意を抱いて行動した場合と未必的殺意の下に行動した場合とは、さほ

どの径庭はないというべきである。

(3) 被告人は、遺族や被害者らに対し、損害を賠償する意思があつたとしても、既に破産宣告の申立てをしており、資力が乏しい。また、遺族や被害者らに対し、その心に響くには至らなかつたとしても、謝罪の意思を表す手紙を送付しており、少なくとも緊急逮捕された後は、相応の反省の情を示すに至っている。さらに、被告人には、老齢の母親並びに緊急逮捕後に離婚したとはいえ、長年に亘つて苦楽を共にしてきた前妻及び中学生の長女がいる。そして、被告人は、前科は全くなく、競輪に溺れていたとはいえ、間もなく43歳を迎える本件犯行時に至るまで、人並みに社会生活を送つてきていた。

これらの事情は、被告人のために十分斟酌されるべきであるが、しかし、本件犯行の結果は極めて悲惨であり、放火・殺人にまで突き進んでしまつた被告人の刑事責任は途轍もなく重く、被告人の主観的事情を過大に重視することはできない。

(4) とところで、本件においては、被告人から金員を要求されたF支店の支店長及び従業員らの対応の仕方如何によつては、これほどまでに悲惨な結果を生ずることは避けられたのではないかと、この見方もあり得ないではない。

しかし、被告人は、本件混合油の持つ爆発的危険性を十分に認識していたのであるから、金員の要求を頑なに拒否された時点で、強盗を断念して後戻りすべきであつたのに、拒否されたことに対する甚だ身勝手な憤懣をエスカレートさせ、さほど躊躇した様子もなく、撒布していた本件混合油の上に点火していたねじり紙を投げ込んで放火し、積極的に本件混合油の威力を発現させ、9名もの人命を危殆に晒したものであり、その責任はひとえに被告人が負うべきものであるのに、危害を加えられた被害者側の落ち度と評価して被告人の刑事責任を軽減することは、本末転倒で甚だ理不尽であり、上記見解は、到底採用することができない。

9 振り返つてみると、被告人は、中学時代は他の生徒からの信頼

を得て生徒会長まで務めるなどしており、中学卒業後は勤労学生として昼夜努力し、地元に戻り、タクシー運転手として仕事に励み、結婚して自宅を構えるまでになり、順調な人生を歩んでいた。しかし、被告人は、知人の女性に名義を貸したことにより消費者金融会社に借金を負つた不運もあり、次第に競輪にのめり込んでいった。尤も、当時の借金は、母親や義姉等の力を借りて返済できたのであるが、被告人は、競輪の魔力に取り憑かれて没頭し、多額の金員を競輪で費消し、借金を重ねたものである。この借金についても、両親等の援助により返済し、幾度も競輪遊びを断つて地道な生活に戻る機会を与えられておりながら、被告人は、全く後戻りすることなく、競輪遊びに溺れて借金地獄に陥り、遂には混合油を用いて強盗を敢行し、現金の要求を拒絶されるや、強盗を断念するどころか、身勝手な憤懣を爆発させて、本件混合油に点火して放火し、9名の死傷者を出すところまで突き進んでしまつたものである。その責任は全て被告人にあり、被告人が一人で背負わなければならない。

よ、以上の次第で、本件犯行の罪質、経緯、動機、態様、結果、被害感情、社会的影響及び犯行後の情状、その他本件記録上に現われた一切の事情を総合考慮しても、やはり、人命の尊さを顧慮することなく、混合油に点火してF支店を丸ごと焼き払い、5名の焼死者と4名の火傷者を生じさせた被告人の罪責は、限りなく重いものであり、被告人の放火・殺人の行為自体は計画的なものではなかつたこと、その殺意は未必的なものに留まること、一応の反省の情を示していること、前科が全くないこと等の諸事情を被告人のために最大限斟酌したうえ、死刑が生命を剥奪する究極の刑罰であつて、その選択、適用は慎重であるべきことを十分に弁えたうえでもなお、被告人の罪責、とりわけ、本件犯行の結果はあまりにも重大であり、罪刑の均衡の見地から、被告人の生命をもつて償わせるのが相当であり、一般予防の見地からも、被告人に対しては死刑をもつて臨まざるを得ない。

よつて、主文のとおり判決する。

(求刑 死刑)

青森地方裁判所刑事部

裁判長

裁判官

山

内

昭

善

裁判官

吉

田

静

香

裁判官

結

城

剛

行